

高知県警察職員の賞じゅつ金等事務取扱規程

昭和42年10月17日

本部訓令第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例（昭和42年高知県条例第21号）第4条の規定により、高知県警察職員の殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び見舞金（以下「賞じゅつ金等」という。）の支給事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金等の上申)

第2条 所属長は、賞じゅつ金等を支給すべき理由が発生したと認めるときは、別記第1号様式の賞じゅつ金等支給上申書に、次の各号に掲げる賞じゅつ金等の種類に応じ当該各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添えて、速やかに本部長に上申するものとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金

ア 死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 殉職者との続柄を証明する戸籍抄本等

ウ 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を受けようとする者が婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を証明する書類

エ 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を受けようとする者が配偶者（ウに該当する者を含む。）以外の者であるときは、先順位者のないことを証明する書類及び殉職者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたものであるときは、その事実を証明する書類

オ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者賞じゅつ金

ア 障害の程度に関する医師の診断証明書

イ その他本部長が必要と認める書類

(3) 見舞金

ア 傷病の程度に関する医師の診断証明書

イ その他本部長が必要と認める書類

(審査委員会)

第3条 県本部に、高知県警察賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には本部長を、委員には

各部の部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官、組織犯罪対策参事官、警務部参事官（警務）、会計課長、県本部警務課長、監察課長及び監察官をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、警務部長がその職務を代理する。

（委員会の書記）

第4条 委員会に、書記2人を置く。

2 書記は、監察課の次長及び監察担当課長補佐の職にある者をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

（審査の要求）

第5条 本部長は、第2条の規定による上申を受けた場合において、当該事案を委員会の審査に付する必要があると認めるときは、別記第2号様式の賞じゅつ金等支給審査要求について関係書類を添えて、速やかに委員会に審査を要求するものとする。

（委員会の審査）

第6条 委員長は、前条の審査要求があったときは、速やかに委員会を招集し、委員会の審査を行うものとする。

2 委員会は、委員長及び委員を合算した人数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第1項の審査を行ったときは、その都度別記第3号様式の高知県警察賞じゅつ金等審査委員会記録簿に当該審査の概要を記載しておくものとする。

（委員会の答申）

第7条 委員会は、賞じゅつ金等の支給の要否、支給金額及び受給者を決定し、委員長から別記第4号様式の答申書により本部長に答申するものとする。

（本部長の決定及び賞じゅつ金等の支給）

第8条 本部長は、委員会の答申に基づき賞じゅつ金等の支給について決定するものとする。

2 本部長は、賞じゅつ金等の支給を決定したときは、別記第5号様式の賞じゅつ金等支給通知書により、所属長を経て当該賞じゅつ金等の支給を受けるべき者に通知するとともに、遅滞なく賞じゅつ金等を支給するものとする。

3 本部長は、賞じゅつ金等を支給したときは、当該賞じゅつ金等を支給した者から別記第6号様式の領収書を徴するものとする。

（給付事務）

第9条 この規程に定める事務は、監察課において取り扱うものとする。

2 監察課長は、別記第7号様式の賞じゅつ金等支給記録簿を備え、支給の都度記録するものとする。

付 則

この規程は、昭和42年10月17日から施行する。

付 則（昭和42年12月27日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

付 則（昭和43年4月30日高知県警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和43年5月1日から施行する。

付 則（昭和46年3月5日高知県警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和46年3月5日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月10日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月27日高知県警察本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月16日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成4年10月16日から施行する。

附 則（平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成6年4月5日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則（平成14年2月2日高知県警察本部訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号）

（経過措置）

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

（施行期日）

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成29年6月1日高知県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日高知県警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則（令和7年3月18日高知県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式省略)